

発注基準の主な改正内容について

(令和3年6月)

1 建設工事等

(1) 建築設備工事の分離発注条件の見直し

下線部分の追記を行う。

- ・ 新增築の建築工事において、建築工事、建築電気設備工事、建築機械設備工事の設計金額の総額が5000万円以上の工事の場合、その中の建築設備工事の設計金額が500万円以上あるものについては、建築電気設備工事、建築機械工事として、それぞれ分離発注する。

(2) 水路清掃業務の住所要件の見直し

住所要件に関して、土木一式工事の発注条件と同じにする。

(3) 水道管工事の発注ランクの見直し

設計金額1億円以上の工事について、Aランク業者に発注するものとする。

(4) その他

発注基準内に記載の年・年度について、更新する。

2 測量調査等設計業務

(1) 管理技術者の兼務条件について

資格停止期間満了後3カ年を経過するまでの間に資格停止を受ける場合は、管理技術者の兼務不可の期間を2年間とする。

(2) 土木関係コンサルタント業務の簡易な業務に測量及び設計業務を追加

簡易な測量業務と簡易な設計業務について集約して発注できるものとする。

(3) 土木関係コンサルタント業務（水道関係）における業務内容の追加

高度な業務に下記内容を追加する。

- ・ 水道施設設計（基本及び詳細設計）

(4) その他

発注基準内に記載の年・年度について、更新する。